



## 「内日小学校いじめ防止基本方針」



平成26年3月

下関市立内日小学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要です。いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要であると考えます。外見的には、けんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要です。

### (2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゆう」（自由）、「びようどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要です。いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、すべての児童生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育むことが必要です。

### (3) 求められる責務

#### ◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務があります。

#### ◆保護者の責務等（法第9条より）

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力します。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護する責務があります。

#### （4）基本的な認識

##### ◆いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」です。

- ・「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示します。
- ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められません。

##### ◆いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」です。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長してしまったりすることもあり得ます。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切です。

##### ◆いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」です。

- ・いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こり得ます。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得ます。

##### ◆いじめは、「発見が難しい問題」です。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすいものです。一見すると遊んでいるようにも見えます。また、いじめとふざけ合いが区別しにくい。
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多くあります。

##### ◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」です。

- ・子どもの様子をいち早くキャッチした者が、その子どもを取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要があります。

#### （5）基本的な姿勢

##### 学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行います。
- ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築します。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整えます。

##### 保護者として

- ・どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行います。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけるようにします。
- ・学校や地域の子どものとかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組みます。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思ったりした時は、速やかに学校等に通報または相談します。

### 子どもとして

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めます。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の人に積極的に相談します。

### 地域社会として

- ・「地域の子どもは、地域で育てる」ことを目指し、すべての子どもが健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図ります。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努めます。

## (6) 基本的な対応

### 『未然防止・早期発見・早期対応』

#### 未然防止

- ・子どもの発達段階に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成するようにします。併せて、豊かな情操や 道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高めるようにします。
- ・学校は、児童生徒や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくります。

#### 早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたち一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、子どもが発するサインを見逃さないようにします。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、子どもたちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備します。

#### 早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに管理職への報告と情報共有を行い、組織的に対応します。併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期解決を目指します。
- ・いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努めます。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行います。

※ 学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行うようにします。

## 2 いじめの防止等に関する校内体制

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置（法第22条より）

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ防止対策委員会」を設置します。この委員会では、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ります。

- ・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設します。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやSSW等の外部専門家を活用します。

#### 【いじめ防止対策委員会の構成員】

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

(教職員) 教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭

(心理や福祉の専門家) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(保護者や地域住民の代表) 学校運営協議会会長、PTA会長、民生児童委員

### (2) 指導体制の強化

- ・いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組みます。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解します。  
(山口県教委作成「問題行動等対応マニュアル」参照)
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底します。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備します。

### (3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長過程に即した重点的かつ具体的な取組を行います。

### (4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や、児童会等による主体的な活動の充実を図ります。

### (5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

#### ア 幼小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、幼小中連携の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、幼小中連携の一層の促進に努めます。

#### イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。

#### ウ 教育相談週間との連携

本校の年3回の教育相談週間を、持ち帰り「見守りアンケート」（保護者回答含む）の実施後に設定し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行います。

### 3 いじめの防止等の予防（未然防止・早期発見・早期対応）への具体的取組

#### (1) 未然防止・早期発見・早期対応の取組

##### ア 学校全体としての取組内容

いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>①対話を大切にする「学び合い」のある授業づくりを推進します。</li> <li>②人権教育・道徳教育を中核とした心の教育を推進します。</li> <li>③「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚や言語感覚を育成します。</li> <li>④「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ「命の尊さ」に係る教材の活用を図ります。（「下関市いのちの日」とも関連する）</li> <li>⑤自然に触れ、集団で行動し、豊かな体験活動を経験できる集団宿泊活動の取組を進め、子どもたちの心と体の成長を促進します。</li> <li>⑥集団活動が苦手な児童に対しては、人と上手く関わられるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの児童が、集団活動が苦手な児童の特性を理解し、温かく受け入れることができるような集団づくりを進めます。</li> <li>⑦障害のある児童と健常児が交流及び共同学習をするとともに、どの子にも学ぶ喜び、分かる楽しさを感じさせ、確かな学力の定着を図る授業を行います。</li> <li>⑧情報モラルに関する学習を計画的に行います。</li> </ul>
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>①誰にも相談できない児童がいるのではないかとの認識の下、日常の観察や声かけを行います。</li> <li>②「スマイルチェックカード」を週1回実施します。</li> <li>③持ち帰り方式「見守りアンケート」（保護者回答も含む）を年3回実施します。</li> <li>④「あのねポスト」を常設し、全職員による相談体制を確立します。</li> <li>⑤いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチすることに努めます。特に、仲間内での言動や服装の乱れなどに留意します。</li> <li>⑥特別支援学級に在籍する児童や、発達障害のある児童に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守る活動を行います。</li> <li>⑦学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを学校だよりなどで周知します。</li> <li>⑧アンケートや日々の観察、個人面談の結果について、月1回の児童理解研修会で報告・検証し合い、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」で検討することで、適切に早期対応します。</li> </ul>
いじめの早期対応	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①いじめの疑いが生じた場合、日常の観察やいじめの早期対応聴き取り等により、状況等の詳細を把握します。</li> <li>②把握した事実を基に、管理職を含めた協議の場を設定します。また、状況に応じて、臨時職員会議を開催します。</li> <li>③いじめられている児童が指名した、相談しやすい教職員による対応を行います。</li> <li>④生徒指導主任等を中心とする複数の教職員が、いじめている児童への対応を行います。</li> </ul>

いじめの 早期対応	<p>⑤複数の教職員で、周囲の児童への対応を行います。</p> <p>⑥担任が主に担当しますが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等、複数の職員が、いじめられている児童の保護者へ誠意をもって対応を行います。</p> <p>⑦面談の目的・役割分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等により、いじめている児童の保護者への対応を行います。</p> <p>⑧必要に応じ、管理職が、PTA等との協議等を行います。</p> <p>⑨必要に応じ、管理職、生徒指導主任等が、教育委員会、関係諸機関との協議等を行います。</p> <p>⑩必要に応じて、いじめ防止対策委員会を開催し、迅速かつ適切な対応を協議します。</p>
--------------	--

#### イ 家庭や地域との連携

家庭との 連携	<p>○いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組みます。</p> <p>○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進めます。</p> <p>○学級懇談会において、いじめを題材に取り上げて話し合う場を設けます。</p> <p>○いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進めます。</p> <p>○必要に応じて家庭教育学級等にて、CAPプログラムなどのいじめ防止等に関する研修の機会を設けます。</p> <p>○必要に応じてインターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応のための、アンケート調査や研修の機会を設けます。</p>
地域との 連携	<p>○定期的に学校公開日（自由参観日等）を設け、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高めます。</p> <p>○民生委員・児童委員や地域団体等から、いじめと思われることがあれば、積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させます。</p> <p>○学校運営協議会等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し、改善を図ります。</p>

## 【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第1号)

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第2号)

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは 年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断します。

- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応します。

(1) 教育委員会は、いじめの報告を受けた場合、重大事態として対応するかどうかを協議・判断します。

※「重大事態である」と判断した場合、以下のように対処します。

(2) 教育委員会は、市長に重大事態の発生を報告します。

(3) 教育委員会は、調査の主体を、教育委員会、学校のいずれにするか決定します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処が困難であると判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査組織を置きます。
- ・ 教育委員会は、学校を主体とする調査の場合も、適切に指導を行うとともに、学校の調査組織にGAやCA、SSW等を派遣するなど、必要な支援を行います。

(4) 調査組織による調査を実施します。

- ・ 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要です。
- ・ いじめられた児童生徒や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行います。
- ・ いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることに、最大限の配慮をします。
- ・ 調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する可能性がある」ことを、調査対象の児童生徒や保護者に説明します。

※「事実関係を明確にする調査」とは

「いつ、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることです。



(5) 教育長に調査結果を報告します。

(6) いじめを受けた児童生徒やその保護者に、情報を提供します。

- ・調査により明らかになった事実関係について、その情報をいじめを受けた児童及びその保護者に適切に提供します。

(7) 教育長は調査結果を受け、必要な措置を講じます。

- ・教育長は、調査結果を踏まえ、重大事態への対処と再発防止の対策を講じます。

(8) 調査結果を市長に報告します。

## 5 その他の重要事項

教育委員会は、国や県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、下関市いじめ防止対策推進協議会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに、改訂していきます。

# 重大事態への対応フロー図

